

傷害保険（天災危険補償特約、自然災害による臨時費用補償特約付傷害保険）のお取扱い

弊社では、傷害保険のご加入の皆さまに対して、以下のお取扱いをしております。

- ・ 地震および津波により被った傷害(ケガ)に対しては、以下の保険金をお支払いします。
- ・ この度の地震および津波により被った傷害(ケガ)に対する保険金のお手続きにつきましては、必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをしております。

【対象商品】

弊社が取り扱っている傷害保険は、以下の団体の会員様向け商品です。

| 団体名 | 対象会員 | 対象商品 |
|--------------------------|------------|---------------------------------|
| ポケットカード株式会社 | クレジットカード会員 | ユラめき、天災あんしんプラン、 シンプルプレミアムプラン |
| 株式会社アプラス | ローンカード会員 | あんぜんプラス、しっかりたよりの災 |
| 株式会社UCS | クレジットカード会員 | たよりの災プラン |
| 株式会社セシール | 通信販売会員 | マモリーナ |
| ニッセン・ジー・イー・ クレジット株式会社 | クレジットカード会員 | マジカルクラブ・たよりの災 |
| 株式会社ニッセン | 通信販売会員 | 天災マモル |

【お支払する保険金】

| 保険金の種類 | お支払いの対象 |
|---------------------------|---|
| 死亡保険金 | 地震および津波により被った傷害(ケガ)の直接の結果として、地震および津波の発生日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合 |
| 後遺障害保険金 | 地震および津波により被った傷害(ケガ)の直接の結果として、地震および津波の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 (後遺障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%のお支払いとなります。) |
| 入院保険金 | 地震および津波により被った傷害(ケガ)の直接の結果として、地震および津波の発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合 |
| 手術保険金 | 上記入院保険金が支払われる場合、地震および津波の発生日からその日を含めて180日以内に地震および津波により被った傷害(ケガ)の治療のために、所定の手術を受けられた場合 |
| 自然災害による臨時費用 保険金(避難見舞金) | 地震および津波を原因とする避難勧告・避難指示を受け、継続して48時間を超える避難を行った場合 |

これらの保険にご加入していると思われる方、保険金の内容についてご不明な点がある方、その他、本件に関するすべてのお問合わせは、以下のフリーダイヤルにてお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

カーディフ損害保険会社 お客様相談室
TEL：0120-583-205 (フリーダイヤル)
受付時間：9：00～18：00 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)